

平成27年小樽市議会第1回定例会提出予定議案

(予 算 議 案)

- 議案1 平成27年度小樽市一般会計予算
- 議案2 平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計予算
- 議案3 平成27年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算
- 議案4 平成27年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算
- 議案5 平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案6 平成27年度小樽市住宅事業特別会計予算
- 議案7 平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計予算
- 議案8 平成27年度小樽市介護保険事業特別会計予算
- 議案9 平成27年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算
- 議案10 平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案11 平成27年度小樽市病院事業会計予算
- 議案12 平成27年度小樽市水道事業会計予算
- 議案13 平成27年度小樽市下水道事業会計予算
- 議案14 平成27年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算
- 議案15 平成26年度小樽市一般会計補正予算
- 議案16 平成26年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案17 平成26年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案18 平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案19 平成26年度小樽市病院事業会計補正予算
- 議案20 平成26年度小樽市水道事業会計補正予算
- 議案21 平成26年度小樽市下水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案22 小樽市青少年問題協議会条例案

地方青少年問題協議会法の一部改正（平成25年6月14日公布、平成26年4月1日施行）に伴い、青少年問題協議会の委員の人数及び構成の見直しを行うとともに、所要の改正を行うため、全部改正するもの

施行期日 平成27年4月1日

議案23 小樽市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案

住居表示整備審議会の委員の人数、構成及び任期の見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 公布の日

議案24 小樽市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行）により、教育長が特別職とされることに伴い、所要の改正を行うもの  
《改正内容》

教育委員会制度改革により、教育長が特別職とされ、これと合わせて教育委員会委員長の職が無くなることに伴う所要の改正。なお、法施行前から引き続き在職する教育長及び教育委員会委員長については、当該教育長の任期が終了するまで、従前のおり在職する。

《改正条例》

- ① 小樽市特別職報酬等審議会条例
- ② 小樽市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- ③ 小樽市特別職に属する職員の給与条例
- ④ 小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例
- ⑤ 小樽市旅費条例
- ⑥ 小樽市職員退職手当支給条例

施行期日 平成27年4月1日

議案25 小樽市地域包括支援センター運営協議会条例案

地域包括支援センター運営協議会を附属機関として設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの

施行期日 平成27年4月1日

議案26 小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案

行政手続法の一部改正（平成26年6月13日公布、平成27年4月1日施行）に準じ、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手続の規定を追加するとともに、所要の改正を行うもの

※ 附則において小樽市税条例の一部を改正（引用条項の修正）

施行期日 平成27年4月1日

議案27 小樽市特別職に属する職員の給与条例及び小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

人事院勧告に準じ、特別職に属する職員の期末手当の支給割合を改定するもの  
《改正内容》

期末手当の1年間の支給割合を100分の15引き上げる。

在職期間	基準日が6月1日である場合		基準日が12月1日である場合	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6月	100分の197.5	100分の190	100分の212.5	100分の205
5月以上6月未満	100分の158	100分の152	100分の170	100分の164
3月以上5月未満	100分の118.5	100分の114	100分の127.5	100分の123
3月未満	100分の59.25	100分の57	100分の63.75	100分の61.5

施行期日 平成27年4月1日

議案28 小樽市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行）に伴い所要の改正を行うとともに、人事院勧告に準じ、教育長の期末手当の支給割合を改定するもの

《改正内容》

- ① 題名の改正 条例の適用対象を現教育長とする。
- ② 期末手当の1年間の支給割合を100分の15引き上げる。

在職期間	基準日が6月1日である場合		基準日が12月1日である場合	
	改正後	改正前	改正後	改正前
6月	100分の197.5	100分の190	100分の212.5	100分の205
5月以上6月未満	100分の158	100分の152	100分の170	100分の164
3月以上5月未満	100分の118.5	100分の114	100分の127.5	100分の123
3月未満	100分の59.25	100分の57	100分の63.75	100分の61.5

施行期日 平成27年4月1日

議案29 小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案

非常勤職員に対する報酬額の減額措置（一律10%減額）を解消するもの  
 施行期日 平成27年4月1日

議案30 小樽市職員給与条例及び小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

人事院勧告に準じ、給料及び諸手当の改定を行うとともに、給料月額のみを独自削減を解消するもの

《小樽市職員給与条例の一部改正》

- ① 給与制度の総合的見直しに係る国公準拠の新給料表を導入する。ただし、平均2%の引下げを行う行政職給料表の適用者（再任用職員を除く。）については、国の現給保障と同様に3年間の経過措置を設ける。なお、行政職給料表適用者の職務の級による給料月額の独自削減については解消する。
- ② 地域手当の支給割合を改定する（経過措置あり。）。  
 東京事務所職員18%→20%、医師及び歯科医師15%→16%
- ③ 交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引き上げる。
- ④ 単身赴任手当の月額及び距離による加算額の限度額を改定する（経過措置あり。）。  
 単身赴任手当の月額23,000円→30,000円、加算額の限度額45,000円→70,000円
- ⑤ 勤勉手当の1年間の支給割合を100分の15引き上げる。  
 6・12月の勤勉手当 100分の67.5→100分の75  
 （再任用職員は、100分の32.5→100分の35）

《小樽市職員退職手当支給条例の一部改正》

国に準じ、退職前の職責（5年分）に応じて加算する退職手当の調整額を次表のとおり改定する。また、勤続24年以下の退職者について、第8号区分を支給対象とする。

	改正前（月額）	改正後（月額）
第1号区分	54,150円	70,400円
第2号区分	50,000円	65,000円
第3号区分	45,850円	59,550円
第4号区分	41,700円	54,150円
第5号区分	33,350円	43,350円
第6号区分	25,000円	32,500円
第7号区分	20,850円	27,100円
第8号区分	16,700円	21,700円

《附則における改正条例》

- ① 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年改正）
  - ② 小樽市固定資産評価員の給与に関する条例
  - ③ 小樽市公営企業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 施行期日 平成27年4月1日

**議案31 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案**

小樽市立病院の開院（平成26年12月1日）に伴い、市立病院新築資金基金を廃止するもの

施行期日 平成27年4月1日

**議案32 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案**

建築基準法の一部改正（平成26年6月4日公布、平成27年6月1日施行）に伴い、構造計算適合性判定に係る加算金を廃止し、特定用途誘導地区内の建築物の高さの許可申請手数料等を設けるとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 構造計算適合性判定手数料の削除
- ② 仮使用承認申請手数料を仮使用認定申請手数料に改め、建築主事に関する規定を追加
- ③ 特定用途誘導地区内の建築物の高さの特例許可申請手数料を新設
- ④ 既存建築物の移転制限適用除外範囲認定申請手数料を新設
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画（変更）認定申請手数料に、住宅性能評価を受けた場合の認定申請手数料を追加

施行期日 平成27年6月1日（⑤については、平成27年4月1日）

**議案33 小樽市保育の実施に関する条例を廃止する条例案**

児童福祉法の一部改正（平成24年8月22日公布、平成27年4月1日施行）に伴い、保育の実施基準を条例で定める必要が無くなったもの

※ 今後、保育の実施基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）で規定される。

施行期日 平成27年4月1日

**議案34 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案**

これまでにいわゆるリンク方式を採用した条例について、その条例が引用する内閣府令又は厚生労働省令の一部改正があった場合に、その都度条例案を提出する必要があることとするもの

施行期日 公布の日

議案35 小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

児童福祉法の一部改正（平成24年8月22日公布、平成27年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うほか、銭函保育所の仮設園舎及び長橋保育所を廃止するもの

施行期日 平成27年4月1日

議案36 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

中央下水終末処理場内に整備した、し尿処理の前処理施設の供用の開始に伴い、所要の改正を行うもの

施行期日 平成27年4月1日

議案37 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法施行令の規定に準じ、後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定するもの

《改正内容》

① 後期高齢者支援金等賦課限度額の改定 14万円→16万円（平成27年度は15万円）

② 介護納付金賦課限度額の改定 12万円→14万円（平成27年度は13万円）

施行期日 平成27年4月1日

議案38 小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

介護保険法の一部改正（平成26年6月25日公布、平成27年4月1日施行）に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正（平成26年12月12日公布、平成27年4月1日施行）に伴い、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるほか、所要の改正を行うもの

施行期日 平成27年4月1日

議案39 小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び  
小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する  
条例の一部を改正する条例案

介護保険法施行規則等の一部改正（平成27年1月16日公布、平成27年4月1日施行）に  
伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営の基準等の一部を改正するもの

《改正内容》

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア オペレーターの配置基準等の緩和

イ 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

ウ 訪問看護サービスの提供体制の見直し

② 認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）

ア 夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準の厳格化

イ 利用定員の見直し

③ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）

ア 看護職員の配置要件の見直し

イ 地域との連携の推進

ウ 登録定員等の緩和

エ 運営推進会議及び外部評価の効率化

④ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）

・ ユニット数の見直し

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

・ 法定代理受領の同意書の廃止

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・ サテライト型特養の本体施設に係る要件の緩和

⑦ 複合型サービス → 新名称：看護小規模多機能型居宅介護

ア サービス名称の変更

イ 登録定員等の緩和

ウ 運営推進会議及び外部評価の効率化

施行期日 平成27年4月1日

案附議案第15号の1 小樽市議会 第15号

日 1 月 4 年 25 知 平 日 限 行 議

議案40 小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案

介護保険法の一部改正（平成25年6月14日公布、平成26年4月1日施行）に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるもの

※リンク方式を採用

① 基準省令 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

② 独自基準 暴力団の排除に関する規定  
施行期日 平成27年4月1日（介護保険法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する厚生労働省令で定める基準が適用される。）

議案41 小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案

介護保険法の一部改正（平成25年6月14日公布、平成26年4月1日施行）に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準について定めるもの

※リンク方式を採用

① 基準省令 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66

② 独自基準 暴力団の排除に関する規定

施行期日 平成27年4月1日（介護保険法の一部改正に伴う経過措置により、この条例が制定施行されるまでの間は、改正後の同法に規定する厚生労働省令で定める基準が適用される。）

議案42 小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

建築基準法施行令の一部改正（平成27年1月21日公布、平成27年6月1日施行）に伴う改正のほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 建築基準法施行令の一部改正による引用条項の削除に伴う所要の改正

② 計画変更確認申請を要しない軽微な変更に係る手続の簡略化による条項の削除

施行期日 平成27年6月1日（②については、公布の日）

議案43 小樽市いじめ防止対策推進条例案

学校におけるいじめの防止及び早期発見並びにいじめに対する適切かつ迅速な対処のための取組を総合的かつ効果的に推進するため、その基本となる事項について定めるもの

施行期日 平成27年4月1日



議案44 定住自立圏の形成に関する協定の変更について（積丹町）

積丹町との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求める

もの

《変更内容》「議案45」～「議案48」についても同様

① 新たな取組事項

【8 様ア】雇用支援及び起業の促進

イ 圏域における情報共有・情報提供の充実

② 取組内容を見直す事項

ア 「その他」の取組（成年後見センター、消費者センターの共同利用など）

→ 「福祉・安心な暮らし」の取組

イ 「圏域内市町村職員の能力向上」の取組

→ 「圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用」の取組

議案45 定住自立圏の形成に関する協定の変更について（古平町）

古平町との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるもの

議案46 定住自立圏の形成に関する協定の変更について（仁木町）

仁木町との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるもの

議案47 定住自立圏の形成に関する協定の変更について（余市町）

余市町との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるもの

議案48 定住自立圏の形成に関する協定の変更について（赤井川村）

赤井川村との間において、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するため、小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により議会の議決を求めるもの

議案49 市道路線の認定について

(路線名) ブライトタウン小路線 【資料1】

最上道宮住宅連絡通線

松ヶ枝2丁目住宅幹線 【資料2】

松ヶ枝2丁目住宅仲通線

向陽天満宮上通線

海岸第1分線 【資料3】

谷地分線

議案50 市道路線の変更について

(路線名) 平磯線 【資料4】

海岸線

船浜通線 【資料5】

報告1 専決処分報告

平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算において管理経費（多目的荷役機械の復旧）に係る予算を措置するため、平成27年1月16日に専決処分したもの

報告2 専決処分報告

平成26年度小樽市一般会計補正予算において除排雪関係経費及びロードヒーティング関係経費に係る予算を措置するため、平成27年2月5日に専決処分したもの

(追加予定議案)

・ 小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法の一部改正（平成24年4月6日公布、平成27年4月1日施行）に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額の見直しを行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（政令未公布、平成27年4月1日施行予定）に準じ、低所得者に係る国民健康保険料の軽減措置の判定所得の見直しを行うもの

施行期日 平成27年4月1日（予定）

※ 追加予定議案は、政令が公布され次第提案予定（政令の公布日によっては、専決処分により改正したいと考えております。）